

商品概要説明書

2021年6月1日現在

商 品 名	期日指定定期預金	
販 売 対 象	個人のお客さま	
期 間	<p>最長3年</p> <p>※満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。</p> <p>預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。</p>	
預 入	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	1円以上（上限なし）
	預入単位	1円単位
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後にお利息とともに払い戻します。 ・据置期間経過後は、1万円以上で何回でも払い戻し（一部支払い）ができます。 	
利 息	適用利率	<p>固定金利とし、お預け入れの期間に応じた利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間1年以上2年未満……2年未満利率 ・預入期間2年以上……2年以上利率
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・一部支払いの場合は、支払い元本についてお預け入れ日からその支払い日の前日までの日数に応じて一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。
	課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・2.0%※（国税1.5%、地方税0.5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いもできます。
手 数 料	_____	
付加できる特約事項	<p>個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金（10,000円以上）を総合口座取引の担保定期預金として組み入れることにより、総合口座の当座貸越を利用することができます。</p> <p>なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。（期日指定定期預金は、2年以上の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。）</p>	
中途解約時の取扱	別表参照	
預金保険の適用	適用されます。（1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護）	
金利情報の入手方法	店頭・ホームページに表示しています。 または窓口までお問い合わせください。	

株式会社 山陰合同銀行 商品概要Y003 (2021.6改) <2021.6>



その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-315180） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）
当行が契約している 指定紛争解決機関 および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）

中途解約利率

(別表)

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。

なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。

A. 預入期間が6か月未満の場合 ……………解約日における普通預金利率

B. 預入期間が6か月以上1年未満の場合 ……………2年以上利率×40%